

背景

1. 現状・課題

- ◆ 教職大学院に入学する前に、大学院において履修し修得した単位（以下「入学前既修得単位」という。）を当該教職大学院において修得したものとみなす場合、当該単位の修得により当該教職大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、単位数・期間等を勘案して当該教職大学院学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- ◆ **ただし、当該修業年限の通算が可能となる単位については、大学院の入学資格を有した後、修得したものに限ることとされており、大学院入学資格を有さない学部学生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。**
- ◆ なお、令和3年10月には、高校生を含む大学入学資格を有さない者が科目等履修生として修得した単位についても、大学入学後の単位認定のみならず、当該単位を修得した大学に入学した場合に、修業年限の通算を可能とするための制度改正が行われている。

<参考>

教員養成分野における学部教育と教職大学院教育の一体的なコースを設定している大学は、延べ11大学。（令和4年度）

2. 提言等

- ◆ 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～（答申）
（令和4年12月19日中央教育審議会）
「学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、**学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学年限を短縮できるような制度改正を検討することが必要である。**」
- ◆ 大学院段階の教員養成の改革と充実等について
（平成25年10月 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書）
「大学院の充実のみではなく、その基礎となる学部教育の質の向上も不可欠であり、特に**教員養成学部においては、学部教育と大学院教育の接続も踏まえ、学校現場における理論と実践の往還を核とした教職大学院の取組を生かしていくなど、教育課程の改善・充実を継続的に図る必要がある。**」
- ◆ 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて
（平成29年8月 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書）
○ 教職大学院は、**学部と教職大学院との関係の強化・一体化と、それに基づく学部と教職大学院との一貫教育の導入など、学部との多様なつながりを検討するべきである。**
○ 国立の教職大学院について、学部教育との一貫性の強化のため、**学部教育から教職大学院への6年制コースの設置や、学部における修了年限の特例を活用した5年間で修了できる仕組みを検討することが期待される。**

改正概要

教職大学院入学前に科目等履修生として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その取得に要した期間その他を勘案して在学期間の短縮を可能とする。

※大学院入学資格を有さない者の在学期間短縮の認定について

大学院入学資格を**有した者**が修得した単位の認定は、当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか等、十分に検討を行い判断することが求められているところであり、大学院入学資格を**有さない者**が修得した入学前既修得単位の認定についても、当該大学院は単位数や期間等を勘案して行うこととする。

施行期日

公布日

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案の概要

改正イメージ

現行

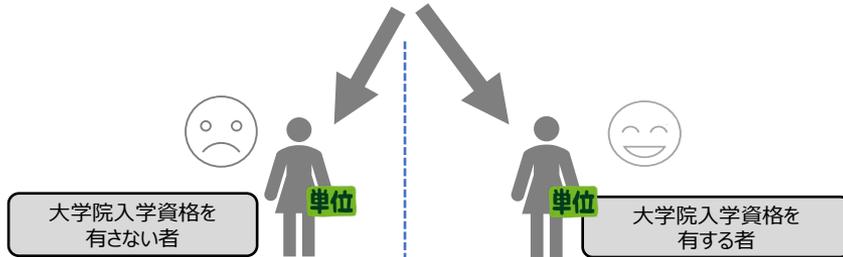
入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



入学



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



修了要件単位数の1/2を超えない単位数については、大学院入学資格の有無にかかわらず認定することができる。

標準修業年限

在学

標準修業年限

在学したとみなす

在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる

改正後

入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



入学



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



修了要件単位数の1/2を超えない単位数については、大学院入学資格の有無にかかわらず認定することができる。

標準修業年限

在学したとみなす

在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる※

※在学期間の短縮については、修得した単位数・期間等を勘案して行う。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(教職大学院における在学期間の短縮)</p> <p>第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「単位(学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)」とあるのは「単位」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」とする。</p>	<p>(教職大学院における在学期間の短縮)</p> <p>第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案
に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月31日（金）
- (2) 告知方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、報道発表
- (3) 受付方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、郵送・電子メール

2. 意見総数

件数：6件

3. 主な意見の概要

- 教職大学院の科目を学部学生が先取り履修する場合は、学部の3ポリシーに明記すべき。
- 大学院は研究職や大学教員等の育成、大学はそれ以外の担い手を育成するところと位置づけた上で、教職大学院も含めた専門職大学院は全て廃止して学部教育に教育資源を集中させ、その中で教員養成は、教育学部の特定の学科に資源を集中させて教育課程を充実させるべき。